

船橋市農業振興計画

概要版

平成30年2月

船橋市



策定の趣旨等

背景と趣旨

我が国の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる農家の減少、耕作放棄地の存在など厳しい状況が続いていますが、平成 27 年に「都市農業振興基本法」が制定、平成 28 年に「都市農業振興基本計画」が策定され、景観や交流の場の創出、食育・教育、地産地消、環境保全、防災など、都市農業の多様な機能を適切かつ十分に発揮することへの期待が高まっており、こうした動きは本市の農業にとって振興を図る良い機会といえます。

このような環境変化を踏まえ、船橋市の農業を持続的に発展させ、そのポテンシャルを十分に発揮させていくための指針として、本計画を策定しました。



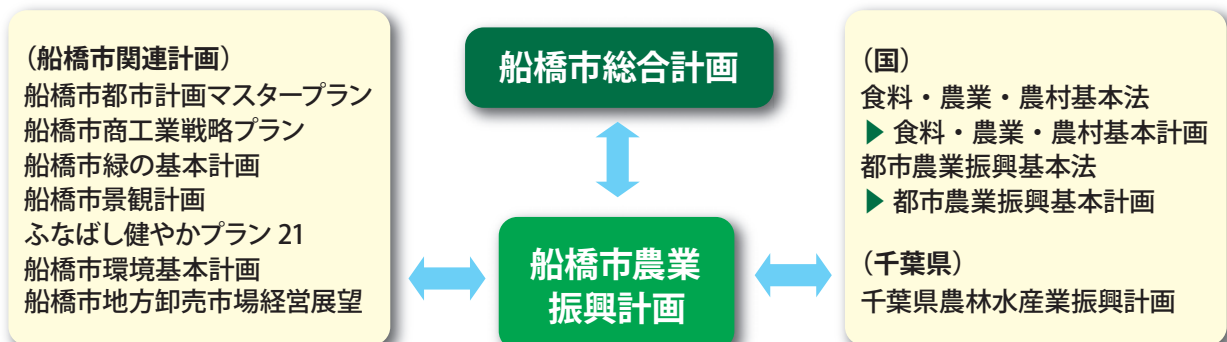
計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度を初年度に、平成 39 年度（2027年度）までの 10 年間とします。

計画の位置付け

本計画は、「船橋市総合計画」を上位計画とし、本市の関連計画及び国・千葉県の諸施策と密接な関係をもっています。

また、都市農業振興基本法第 10 条における本市の地方計画を兼ねるものとします。



ふなばし産品ブランド PR キャラクター 目利き番頭 船えもん



船橋市の農業を取り巻く環境と主な課題

本市の農業を取り巻く内部環境・外部環境と主な課題について、各種調査から次のとおり整理しました。

内部環境	強み	<ul style="list-style-type: none"> ○消費地との近接性の高さ ○船橋市地方卸売市場の立地 ○直売所などでの直接購入の機会を求める消費者の多さ ○居住地周辺に緑地空間を求める意識の高まり ○子供と農業との接点増加を求める声の多さ ○市民農園(ふるさと農園)の利用ニーズの多さ
	弱み	<ul style="list-style-type: none"> ○農家数の減少と高齢化 ○農地面積の縮小 ○耕作放棄地の存在 ○農家の販売金額の減少 ○都市化による生産環境の悪化
外部環境	機会	<ul style="list-style-type: none"> ○都市農業が担う多様な機能 ○新鮮・安心な農畜産物を求める意識の高まり ○「農」ある暮らしを求める人々の増加
	脅威	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少と少子高齢化 ○経済のグローバル化に伴う輸入農畜産物との競争激化 ○指定後30年を経過する生産緑地

船橋市の農業の主な課題

- ①農家の減少と高齢化に対応した新たな担い手の確保
- ②優良農地の保全と耕作されない農地の増加抑制
- ③農家の販売機会拡大や収益性向上による経営の安定化
- ④都市農業に対する市民の理解促進とまちづくりへの活用

船橋市の農業の将来像

市民に愛され、元気と魅力にあふれた都市農業 ふなばし

生産地と消費地が共存する本市の農業は、担い手不足や生産コストの増加など厳しい環境にありながらも、農家の日々の努力のもと、安全・安心で高品質な農産物を供給し、市民の支持を得てきました。

今後も、潤いある都市景観の形成や市民の交流、食育・教育の場の提供、地産地消の推進、環境保全、防災など、都市農業としての多様な機能を発揮しながら、市民と農家の双方にとって魅力ある産業として持続的な発展を目指していきます。

船橋市農業振興計画体系図

船橋農業の将来像 市民に愛され、元気と魅力にあふれた都市農業 ふなばし

方向性	施策	主な取組み
I 船橋農業を担う多様な 農業者の確保・育成	<1>新規就農者や後継者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農を含めた認定農業者の育成支援 ・新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援 ・農家の後継者の交流や情報交換の機会提供
	<2>女性農業者の活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催 ・家族経営協定の締結推進
	<3>多様な担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・援農ボランティアの育成・PR ・法人化や民間企業参入の支援
II 農地の利用促進と 多様な機能の発揮	<1>農地の保全と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全 ・農地の貸付、借受についてのマッチング促進 ・耕作されない農地の活用促進 ・相続や税制など農地維持に関わる相談・情報提供の充実
	<2>農地の多様な機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい景観づくりに向けた農地の活用促進 ・農地を活用した地域防災訓練の実施 ・防災協力農地への登録促進
III 地産地消の推進と 販売機会の拡大	<1>市内での地元農産物の 購入の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市地方卸売市場と連携した市内での地元農産物の流通強化 ・地域の直売所のPR活動の推進 ・地元商店街や大型商業施設との連携による直販拡大 ・農水産祭など市の行事における直売の実施
	<2>学校給食等での船橋産 農産物の積極活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食・食育事業での地元農産物の積極活用 ・船橋市地方卸売市場と連携した地元農産物の学校給食での安定供給



方向性	施策	主な取組み
IV 付加価値・生産性の向上による収益性の確保	〈1〉効果的な魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充 船橋産農産物のブランド化促進
	〈2〉農商工連携・六次産業化・輸出の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生産者と地元商工業者との連携促進支援 関係団体と連携した農産物の輸出支援
	〈3〉生産性向上や安定経営に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 生産性・収益性の向上に向けた各種支援の実施 農業に関する各分野の専門家の募集登録・派遣 農業センターを活用した営農改善相談等の充実 生産者団体の活動支援
V 「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり	〈1〉市民に対する船橋農業の情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> 市民への広報・啓発活動の充実 船橋農業に関する市民の声の収集
	〈2〉教育での農業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が農業と触れ合う機会の充実
	〈3〉市民が農業に親しむ機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備 船橋の農業・農産物の魅力を伝えるアグリツアーの開催 農業センターを活用した市民と農業の交流機会提供
	〈4〉環境に配慮する農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援 農業廃棄物等の適正処理・再利用の推進 「エコファーマー」や「ちばエコ農業」など認証制度の周知

重点事業

短期 3年以内に進める取組み

中期 5年以内に進める取組み

(方向性Ⅰ) 船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成

<施策1>新規就農者や後継者の育成

① 新規就農を含めた認定農業者の育成支援

短期 **拡充**

新規就農希望者や地域の意欲ある農家に対し、認定農業者に関する制度の周知や相談の充実など認定を積極的に支援することで、安定した経営基盤を有する農家の育成に努めます。

② 新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援

短期 **新規**

就農意欲がありながら、新たな農地の確保が困難な新規就農希望者の就農を実現するため、近隣自治体と連携しながら農地の斡旋を行います。市内農地の確保にあたっては、現在営農している高齢農家の将来の貸付・譲渡の意向を確認してリスト化し、意向に応じたタイミングで新規就農希望者や経営規模を拡大したい農家とマッチングします。また、営農に必要な技術を習得するための支援等も行います。

<施策2>女性農業者の活躍支援

① 女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催

短期 **拡充**

女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催を支援するとともに、市内で活躍する女性農業者の姿を市のホームページやパンフレット等を通じて積極的にPRし、女性農業者が活躍しやすい環境をつくります。

<施策3>多様な担い手の確保

① 援農ボランティアの育成・PR

中期 **拡充**

市のホームページやパンフレットを活用したPRを充実させ、援農ボランティアの増加・受入農家数の拡大を図ります。また、研修の充実によるスキルアップ、生産者からの要望の確認などを通じ、生産者からのきめ細かいニーズに応える体制を構築します。

② 法人化や民間企業参入の支援

中期 **拡充**

農業経営の法人化に関するメリット・デメリット（税制上の違い、運営コスト等）の周知に努めるとともに、実際に法人化を目指す生産者に対し、情報提供や専門家の紹介等を行うことで、法人化を支援します。また、農業以外の分野における民間事業者との連携を進め、異業種からの参入を支援します。



(方向性Ⅱ) 農地の利用促進と多様な機能の発揮

<施策1> 農地の保全と利用促進

① 最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全

短期 拡充

関係部署と連携しながら、平成29年に実施された生産緑地法の一部改正や、今後の法律・税制改正の動向等を踏まえ、土地所有者の意向を確認しつつ市街化区域、市街化調整区域、農業振興地域など市内全域の農地の保全を推進します。

② 農地の貸付、借受についてのマッチング促進

短期 拡充

農業委員会との連携、農地中間管理機構の活用等を通じ、農地の売買、貸借についての情報収集、相談を充実させるとともに、農地の賃借が円滑に進むよう、利用権を設定する借主と貸主を支援します。

③ 耕作されない農地の活用促進

中期 新規

耕作されない農地を市が借り上げ、ふるさと農園や学童農園としての利用、農地を活用したイベントでの活用などを検討します。農業を学びたいという意欲がある市民に貸し出すことも検討します。

<施策2> 農地の多様な機能の発揮

① 美しい景観づくりに向けた農地の活用促進

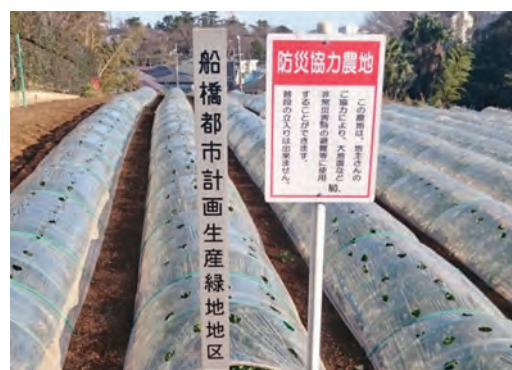
短期 新規

耕作されない農地の所有者に、ヒマワリ、菜の花、コスモスなどの種子を交付し、景観植物の作付を促すなど、市内の農地を生かし、船橋らしい田園景観の創出・保全に努めます。

② 農地を活用した地域防災訓練の実施

短期 新規

農地を利用した避難訓練を行い、都市農業による防災機能を市民にPRするとともに、災害時の地域防災力を高めます。



(方向性Ⅲ) 地産地消の推進と販売機会の拡大

<施策1>市内での地元農産物の購入の場の拡大

① 船橋市地方卸売市場と連携した市内での地元農産物の流通強化

中期 拡充

船橋市地方卸売市場と連携し、新たな集荷の仕組みづくりや販路の検討等を行い、市内での地元農産物の流通強化に努めます。

② 地域の直売所のPR活動の推進

短期 拡充

市内の直売所マップを作成し、定期的に更新・配布するなど、地元直売所のPR活動を推進します。

③ 地元商店街や大型商業施設との連携による直販拡大

短期 拡充

地元商店街や大型商業施設(百貨店やショッピングセンターなど)と連携し、直売イベントや地元農産物フェア等を開催することで、地元農業者の流通経路の拡大と、船橋産農産物の知名度向上に努めます。

<施策2>学校給食等での船橋産農産物の積極活用

① 学校給食・食育事業での地元農産物の積極活用

短期 拡充

「船橋産の旬の食材を食べて知る日」の実施や、提供農産物の生産者の招へい、社会科や技術・家庭科、保健体育の授業との連携など、学校給食や食育事業で地元農産物を積極活用することにより、児童・生徒やその家族に地元農産物の美味しさを知るきっかけを提供します。





(方向性Ⅳ) 付加価値・生産性の向上による収益性の確保

<施策1> 効果的な魅力発信

① 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充①

短期 新規

(船橋農業のポータルサイトとパンフレットの作成)

船橋市の農業の魅力を幅広い人に訴求するため、専門のポータルサイトを作成し、船橋市の農業の幅広い情報を手軽に入手できるようにします。また、消費者やバイヤーに向けて、船橋市内ではどのような農産物が作られ、どのような点が魅力的であるかを伝えるパンフレットを作成し、船橋産農産物の魅力をPRします。

② 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充②

短期 新規

(健康食材発掘・分析調査の実施)

近年の消費者の健康志向の高まりに対応し、市内の農産物の栄養成分を分析して、標準的な水準よりも優れている点を明らかにし、パンフレットや市のホームページなどを通じて健康効果をPRします。

③ 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充③

中期 新規

(船橋市農産物オーナー制度の創設)

船橋産農産物に興味をもつ人を増やすため、あらかじめ取り決めた市内の農作物について、種まきや収穫などを体験できる「農作物オーナー」を募集します。

④ 船橋産農産物のブランド化促進

中期 拡充

船橋市農水産祭に代表される各種イベントでのPRや商談会への出展などを通じ、船橋ブランドの知名度向上を目指します。農業センターを活用して船橋産農産物の品質向上を支援することで、新たな農産物やその加工品のブランド化も目指します。



<施策2>農商工連携・六次産業化・輸出の推進

① 生産者と地元商工業者との連携促進支援

短期 拡充

関係部署・団体との連携のもと、生産者と地元商工業者（小売店、パイヤー、加工事業者）の情報交換の機会を提供し、農家の販路拡大やパイヤーとの農産物に関する情報共有、農商工連携、六次産業化等につなげます。

<施策3>生産性向上や安定経営に向けた支援

① 生産性・収益性の向上に向けた各種支援の実施

短期 拡充

生産者の施設・設備の導入や、生産・出荷の安定化などに向けた各種支援を実施し、生産性・収益性の向上を図ります。従来実施してきた各種助成に加え、新品種・推奨品種の導入や改植、畜産用設備、衛生環境設備等への助成についても実施を検討します。

② 農業に関する各分野の専門家の募集登録・派遣

中期 新規

生産者に対し、農業に関する各分野の専門家（六次産業化、流通、経営、効率化、法人化、ICT活用等）を派遣することで、経営の高度化を支援します。





(方向性V)「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり

<施策1>市民に対する船橋農業の情報発信の強化

① 市民への広報・啓発活動の充実

短期 拡充

市役所等の公共スペースの活用、生産者団体が実施するイベントの支援、船橋市農水産祭などイベントの開催により、市民の都市農業に関する理解促進に努めます。また、食育イベント等において地元農産物を紹介するリーフレットを活用するなど、広く市民へ啓発を図ります。

<施策2>教育での農業の活用

① 児童・生徒が農業と触れ合う機会の充実

中期 拡充

船橋農業をテーマとした児童・生徒向けのワークショップ、市内農地を活用した自然観察会の開催、学校の敷地活用を含めた学童農園の拡充等により、地域の児童・生徒が農業に親しむ機会を創出します。



＜施策3＞市民が農業に親しむ機会の創出

① ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備

短期 拡充

市民が気軽に農業に接する機会を増やすため、ふるさと農園の拡充を進めるとともに、農業体験農園、観光農園など民間が主体となる農園の整備や運営を支援します。また、ふるさと農園利用者への講師派遣、農業体験農園運営の専門家派遣、運営の講習会開催などにより、農園の円滑な運営や利用者の満足度向上に努めます。

② 船橋の農業・農産物の魅力を伝えるアグリツアーの開催

中期 新規

消費者が船橋農業の魅力に触れる機会を増やすため、参加者が市内の農家をまわり、野菜や果実を収穫したり、卵や乳製品を入手したりして、市内の屋外施設で調理して食べるクッキングツアーを開催します。市民を主なターゲットとしますが、市外への船橋産農産物のPRも兼ね、市外からの参加者も募ることを検討します。

＜施策4＞環境に配慮する農業の推進

① 近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援

短期 拡充

剪定枝や家畜排せつ物等の活用、土壌の低濃度エタノール消毒、農薬の飛散を防止するネット・カバーの導入など、地球環境や近隣住民の居住環境に配慮する農業に対する助成を行います。





区域区分等に応じた施策展開

農業振興施策をより効果的に展開するため、区域区分等に応じた現況と課題、特に有効と考えられる重点事業を、次のとおり整理しました。地域の特性に応じた取組みを進めることで、船橋農業の多様性を確保しつつ持続的な発展につなげていきます。

区分	現況と課題	当地域で特に有効と考えられる重点事業の例
市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の中に農地が点在しており、施設栽培が盛んです。トマト、小松菜、ほうれんそう、枝豆など野菜のほか、梨等の果実も生産されています。 農地の多くが生産緑地地区に指定されていますが、平成34年（2022年）以降、生産緑地地区の行為の制限の解除等に伴う農地の減少が懸念されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○（方向性Ⅱ）＜施策1＞【重点事業①】最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全（P.6） ○（方向性Ⅱ）＜施策2＞【重点事業②】農地を活用した地域防災訓練の実施（P.6） ○（方向性Ⅴ）＜施策4＞【重点事業①】近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援（P.11）
（市街化調整区域以外） 農業振興地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域に比べてまとまった農地があり、比較的規模の大きな営農も見られます。にんじん、だいこん、キャベツ、梨等の果実、施設栽培品目など幅広い農産物が生産されています。 住宅地と隣接しながら一定規模の営農が行われているため、近隣住民との共存・共栄がより重要となります。 市街地縁辺部において農地の宅地転用が進行していることから、優良な農地の保全が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○（方向性Ⅱ）＜施策1＞【重点事業②】農地の貸付、借受についてのマッチング促進（P.6） ○（方向性Ⅱ）＜施策1＞【重点事業③】耕作されない農地の活用促進（P.6） ○（方向性Ⅴ）＜施策3＞【重点事業①】ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備（P.11） ○（方向性Ⅴ）＜施策4＞【重点事業①】近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援（P.11）
農業振興地域	<ul style="list-style-type: none"> 葉物野菜や重量野菜のほか、梨等の果実、水稻なども生産されており、都市近郊にも関わらず、大規模な営農が行われています。 市街化区域に比べ高齢化が進んでおり後継者問題が顕在化しています。こうした中、比較的規模が大きい耕作放棄地もみられ、今後の農地維持が課題となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○（方向性Ⅰ）＜施策1＞【重点事業②】新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援（P.5） ○（方向性Ⅱ）＜施策1＞【重点事業②】農地の貸付、借受についてのマッチング促進（P.6） ○（方向性Ⅱ）＜施策2＞【重点事業①】美しい景観づくりに向けた農地の活用促進（P.6）

農業振興計画の推進に向けて

推進体制

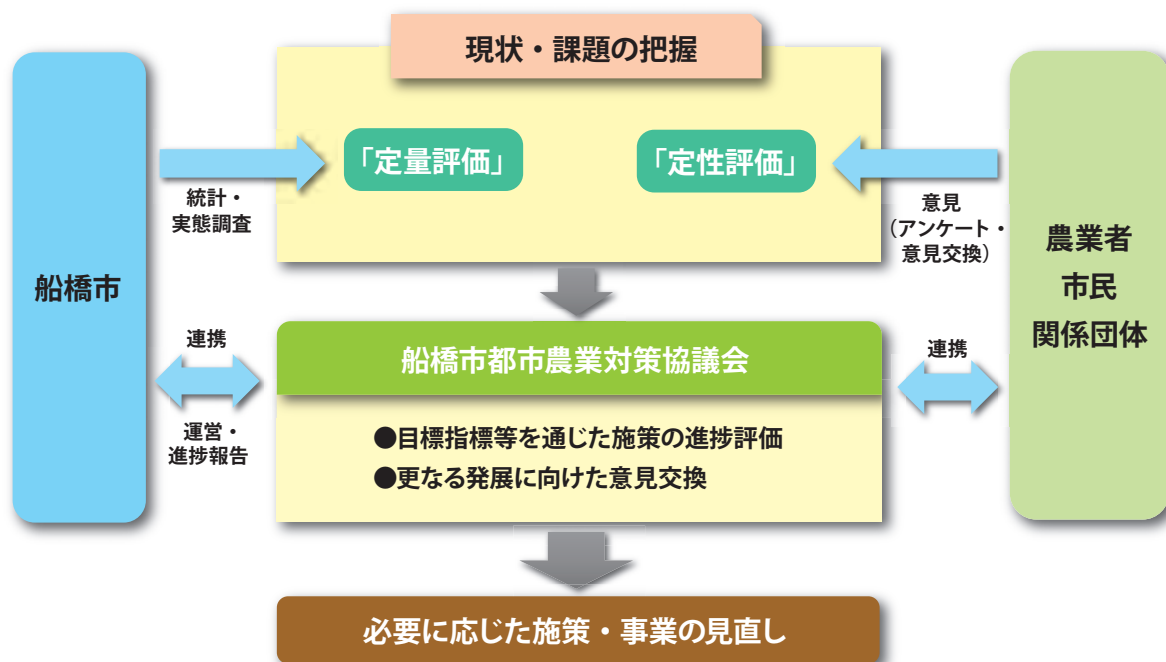
本計画で掲げた将来像を実現するためには、行政はもとより、生産者、生産団体、市民、農業関連事業者などの関係者において、本計画の将来像及び展開される施策・事業への理解及び主体的な取組みが求められます。

市は本計画の周知徹底を図るとともに、各主体との情報共有、連携、協力体制を構築し本計画を推進します。また、分野横断的な課題に対応するため、庁内の横の連携強化を図ります。

進行管理

計画の実効性を高めるため、定期的な農業を取り巻く現状・課題の把握や、本計画で推進する施策・事業の進捗管理・効果検証が必要です。

そのため、船橋市都市農業対策協議会において、定期的に各種統計・実態調査による定量評価、市民アンケート等を通じた定性的な評価、関係者による意見交換を通じた課題の把握などにより、取組み事業の進行状況を検証します。十分な成果が出ていない施策、事業分野においては、施策・事業内容、目標値の適切な見直しを実施します。



船橋市都市農業対策協議会とは

主に地域の生産者団体・関係機関から選出された委員によって構成され、本市における農業の振興に関する計画・調査及び研究を実施し、その施策の具申や農業指導計画の作成・推進を行う組織です。



重点事業の役割分担

本計画における重点事業は、関係主体がそれぞれの役割を主体的に担いつつ、相互に連携することで、施策・事業を効果的かつ効率的に推進します。

施策番号	重点事業番号・重点事業名	事業主体 (★) 連携 (◎) 支援・参加 (○)				
		生産者	関係機関 ・JA等	生産者団体	市民	事業者
(方向性Ⅰ) 船橋農業を担う多様な農業者の確保・育成						
1	① 新規就農を含めた認定農業者の育成支援	○	◎			★
	② 新規就農希望者の農地確保及び技術習得等の支援	◎	○			★
2	① 女性農業者が参加しやすい研修や交流会の開催	○	◎			★
3	① 援農ボランティアの育成・PR	○	○	◎		★
	② 法人化や民間企業参入の支援	◎	○			★
(方向性Ⅱ) 農地の利用促進と多様な機能の発揮						
1	① 最新の法律・税制動向を踏まえた農地の保全	◎	○			★
	② 農地の貸付、借受についてのマッチング促進	○	◎			★
	③ 耕作されない農地の活用促進	◎	◎	○		★
2	① 美しい景観づくりに向けた農地の活用促進	◎		○		★
	② 農地を活用した地域防災訓練の実施	★	○	★		◎
(方向性Ⅲ) 地産地消の推進と販売機会の拡大						
1	① 船橋市地方卸売市場と連携した市内での地元農産物の流通強化	○	○		◎	★
	② 地域の直売所のPR活動の推進	○	◎			★
	③ 地元商店街や大型商業施設との連携による直販拡大	○	◎		◎	★
2	① 学校給食・食育事業での地元農産物の積極活用	○	○		◎	★
(方向性Ⅳ) 付加価値・生産性の向上による収益性の確保						
1	① 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充① (船橋農業のポータルサイトとパンフレットの作成)	○	◎		○	★
	② 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充② (健康食材発掘・分析調査の実施)	○	◎			★
	③ 多様な手法による船橋産農産物のPR拡充③ (船橋市農産物オーナー制度の創設)	◎		○		★
	④ 船橋産農産物のブランド化促進	○	◎			★
2	① 生産者と地元商工業者との連携促進支援	○	★		◎	★
3	① 生産性・収益性の向上に向けた各種支援の実施	○	◎			★
	② 農業に関する各分野の専門家の募集登録・派遣	◎	○		○	★
(方向性Ⅴ) 「農」を活用した潤いと安全・安心のまちづくり						
1	① 市民への広報・啓発活動の充実	○	◎	○		★
2	① 児童・生徒が農業と触れ合う機会の充実	◎	◎	○		★
3	① ふるさと農園など市民が農業に親しむ場の整備	◎	○	○		★
	② 船橋の農業・農産物の魅力を伝えるアグリツアーの開催	◎	○	○	◎	★
4	① 近隣住民との調和・環境に配慮する営農に対する支援	◎	○	○		★



船橋市経済部農水産課

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

電話 047(436)2493

FAX 047(436)2485

メール nosuisan@city.funabashi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.funabashi.lg.jp>